

令和6年度 実施事業

浦安市まちづくり活動補助金 募集要領

《募集期間》 令和5年8月1日(火)～8月31日(木)

目次

1. 制度の目的 1
2. 補助対象事業及び応募資格 1
3. 補助金の種類 2
4. 補助金の交付・事業期間 2
5. 補助対象となる経費 3
6. 書類提出方法 5
7. 手続きの流れとスケジュール 6
8. 選定基準 7
9. 情報公開と個人情報保護 7
10. Q & A 8

別添：まちづくり活動補助金応募書類

別添：まちづくり活動補助金応募書類記入例

【問い合わせ・書類提出先】

浦安市 市民経済部 市民参加推進課

〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1

電話：047-712-6059（直通）

Eメール：shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

1. 制度の目的

まちづくり活動補助金制度は、市とまちづくり活動団体が連携及び協力し、地域の課題、行政の課題を解決するために、まちづくり活動団体等から事業を募集し、市とまちづくり活動団体が事業を実施する制度です。

また、制度の対象となる事業は、市の行政課題や地域課題を解決するために、団体と市が連携及び協力して進める事業であり、団体や市が単独で事業を実施するよりも、市民、団体、市にとって有益となる相乗効果が期待される事業であることが必要です。

2. 補助対象事業及び応募資格

対象となる事業は、市の行政課題や地域課題を解決するために、団体と市が連携及び協力をして進める事業であり、団体や市が単独で事業を実施するよりも市民、団体、市にとって有益となる相乗効果が期待される事業です。

(1) 補助対象事業

補助対象事業は、以下の要件をすべて満たすものとします。

- ①令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施される事業
- ②市から他に補助金を受けていない事業

※団体の経常的な活動に関するものや運営に対するもの、まちづくり活動に含まない活動（政治・宗教・営利目的の活動、選挙に関する活動、共益的・互助的な活動）は対象外です。

(2) 応募資格

応募時点で以下の要件をすべて満たす団体とします。

- ①団体の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- ②適切な会計処理が行われていること。
- ③団体設立から、原則1年以上経過していること。
- ④暴力団又はその統制下にある団体ではないこと。
- ⑤宗教活動や政治活動(選挙活動を含む。以下同じ。)を主たる目的としている団体ではないこと。
- ⑥事業提案をする団体の代表者、事業責任者又は役員が、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会又は浦安市市民参加推進会議の委員でないこと。
- ⑦市税を滞納していないこと（該当する団体のみ）。

※要件を満たした場合でも、以下の事業は対象外となる場合があります。

- ①既に市から財政的支援を受けている事業と同一と市長が認めるもの
- ②市の後援名義の使用のみを目的とした事業
- ③営利を主たる目的とした事業
- ④主として特定の個人や団体が利益を受けると市長が認める事業
- ⑤政治活動又は宗教活動に関する事業

3. 補助金の種類

	一般提案部門	行政提案部門
内 容	まちづくり活動団体が自由にテーマを設定し、事業提案を行う事業	市がまちづくり活動団体や企業、大学等と連携して取り組みたい事業についてテーマ設定を行い、団体がテーマに沿った事業提案を行う事業
補助金額	1 事業につき 300 万円以内	
補助率	補助対象経費総額×100%	
交付回数	1 団体につき引き続き 3 年度（3 回）まで	

【行政提案部門 募集テーマ】

テーマ	新たな郷土博物館ボランティアの創出について
担当課	生涯学習部 郷土博物館
設定理由	現在、博物館ボランティアは高齢化が進み、実際に活動されている方が固定化されてしまっており、先細りの状況にある。博物館としても、新たな活動団体の立ち上げや、ジュニア学芸員による活動、NPO 法人との協力事業など、取り組みを行ってはいるが、いずれも根本的な解決には至っていないことから、現在博物館ボランティアとして活動している各団体等と協力し、新たなボランティアの創出に取り組んでいきたいと考えている。
これまでの取組・現状	新たな活動団体の立ち上げや、ジュニア学芸員による活動、NPO 法人との協力事業など取り組みを行ってはいるが、いずれも博物館でのボランティア活動の活発化に対して直接的な解決には至っていない。
期待する点	現状の博物館ボランティアやその他の団体等が連携し、博物館ボランティアの養成等に取り組むことで、ボランティア活動の裾野が広がることを期待している。

4. 補助金の交付・事業期間

(1) 補助金の交付

2 種類の補助金のうち、応募できるのは年度内に 1 団体 1 事業までとなりますので、どちらかの補助金を選択して応募してください。

補助金の交付は「浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会」で選定を行い、市が補助対象候補事業を決定します。

その後、次年度予算が市議会（3 月）の承認を経た後に、成立した予算の範囲内で交付申請書を提出いただき、予算額を上限に交付を予定しています。

(2) 事業期間

補助対象となる事業期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとなります。年度を超えての事業運営は対象となりませんので、ご注意ください。

5. 補助対象となる経費

対象となる経費は、事業を実施するために必要な経費とし、内容によっては、認められない経費もあります。

項目	内容	補助対象外の経費
人件費 ※次ページ参照	○事業実施に関わるスタッフの費用	●団体運営に係る経費 (提案事業に係らない人件費、事務所等の賃借料・水道光熱費や電話代等) ●スタッフの飲食代 ●公的資金を支出する事業として、社会通念上、適切と認められない経費 ●当該事業に直接必要と判断しかねる経費
報償費	○講師等に支払う講演会等の謝礼金	
交通費	○講師・スタッフ等に支払う交通費	
消耗品費	○資料の材料費や車両の燃料代等	
通信運搬費	○郵送料や備品等を運搬するための経費	
印刷製本費	○会議資料やパンフレット等の印刷製本費	
保険料	○講師、指導者、参加者等が加入する損害賠償・傷害保険等	
委託料	○申請事業の一部であり、事業の実施に必要不可欠と認められる委託料	
使用料	○会議室や施設の使用料、車両のリース料	
備品購入費 ※	○その性質・形状を変えることなく使用に耐えるもの ※1件(単価)5万円以上のもの	
その他	○事業を実施するにあたり必要な経費	

※備品購入費については、取得価額を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に基づく減価償却資産の耐用年数で割った額を補助対象経費とします。

※備品購入費については、積算根拠の分かる見積書(10万円以上は、2社以上)を提出していただきます。

【人件費の積算にあたって】

人件費の単価（時給）については、下表を基本として積算してください。

区 分	職種内容	基本額（時給） 補助対象とする額	備 考
一般職	事務職員・作業員・専門的知識や技能を必要としない簡易な業務	984円 ～ 1,033円	事業内容や職責等により、諸手当・法定福利費を計上する場合は、必要な額を加算できます。
専門職	専門的知識や技能を必要とする業務	984円 ～ 2,400円	

- ※1 一般職・専門職ともに諸手当を加算しない場合は、基本額以内の額で積算してください。
- ※2 諸手当とは、事業責任者や管理者等、職責に応じ加算が必要な手当を指します。
- ※3 専門職の基本額については、市で定めた専門職の賃金単価の額を上限とします。
- ※4 スタッフへ実費弁償・謝礼金等として支払う場合については、社会通念上適切と思われる額で積算してください。
- ※5 積算した人件費について、根拠となる資料の提出又は提示を求める場合があります。
- ※6 基本額の下限については、千葉県最低賃金（令和4年10月1日改定）の額で設定しています。

【主な専門職の賃金単価の上限】

職 種	単価（時給）	職 種	単価（時給）
保育士	～1,366円	看護師	～1,572円
介護支援専門員	～1,543円	心理療法士、言語聴覚士 理学療法士、作業療法士	～2,400円
社会福祉士	～1,484円		
保健師	～1,660円	外国人相談アドバイザー	～2,470円

※上表にない職種を積算する場合は、お問い合わせください。

6. 書類提出方法

(1) 提出書類

※様式は浦安市ホームページ「まちづくり活動補助金制度」のページからダウンロード

	書類名		提出方法
必須	① 第1号様式 事業提案書	指定様式 ※様式のフォント、計算式等 は変えないでください。	<u>メールによりデータを提出</u>
	② 第2号様式 計画書		
	③ 第3号様式 収支予算書		
	④ 第4号様式 団体概要書		
	⑤ 団体の定款、規約、会則等	任意様式	
	⑥ 役員及び会員の名簿		
	⑦ 前年度の活動報告書		
	⑧ 前年度の収支計算書		
	⑨ 市税の完納証明書（該当する団体のみ）		
任意	⑩参考資料(様式任意) 写真や会報など活動内容が分かるもの。会報や報告書などの冊子の場合は、必要な箇所だけ抜粋してください。 ※A4サイズ8ページ以内		

(2) 提出期限

令和5年8月31日（木） 午後5時必着

(3) 提出先

市民参加推進課へメールにて提出してください。

市民参加推進課メールアドレス：shiminsanka@city.urayasu.lg.jp

※提出前に「応募書類提出前チェックシート」で記載内容をご確認下さい。

7. 手続きの流れとスケジュール

令和 5年度	8月1日 ～31日	<p>○応募書類の受付・提出 申し込み方法や書類の書き方等、ご不明な点は市民参加推進課へお問い合わせください。</p>
	9月～10月	<p>○書類等の確認・事業内容に関する質問 応募資格や書類の記載事項の確認を行い、事業内容に関する質問を行います。</p>
	12月	<p>○補助金選定委員会による選定 応募事業について、公開プレゼンテーションを行い、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会により、補助対象候補事業の選定を行います。</p> <p>○補助対象候補事業の決定 選定委員会による選定結果を受け、市が補助対象候補事業を決定します。</p>
	3月	<p>○提案団体と関係課の協議・協定書の締結 提案団体と担当課が事業を実施する際の目的やルール、役割分担等を確認しながら、協定書を締結します。</p> <p>○市議会の予算審議 市議会の予算審議を受け、新年度の予算が成立します。 ※補助金額は予算の範囲内での交付</p>
令和 6年度	4月	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> <p>事業実施 令和6年4月1日～令和7年3月31日</p> </div> <p>○補助金交付申請書の提出 補助金交付申請書を提出していただき、その後、市からの決定通知を発送します。また、希望する場合は補助金の概算払交付請求書を提出することができます。</p>
	3月	<p>○事業報告書の提出 事業終了後速やかに事業報告書及び交付事業決算書を提出していただきます。</p> <p>○補助金の精算手続き 提出された事業報告書を元に補助金の精算手続きを行います。</p>
令和 7年度	6月	<p>○事業報告会の開催 選定委員会に事業の実施報告をしていただきます。</p>

※事業提案に向けた相談は年間を通じて受け付けていますので、提案を考えている団体は、事前にご相談ください。

8. 選定基準

以下の選定基準を元に、補助対象候補事業の選定を行います。
選定基準により、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会で採点し、点数の高い順に、市が補助対象候補事業を決定します。

【選定項目と配点】

選定項目		配点
有益性	市の地域課題を的確に捉えているか	10
	市民ニーズの高い事業であるか	10
	市と団体で事業の目的を共有しているか	10
	市と団体との役割分担は、適切であるか	10
	市、団体がそれぞれ単独で実施するよりも効果的で、市民満足度が高まる事業か	10
	今後、他のまちづくり活動団体も含めた、団体の活性化につながる事業か	10
	行政サービスの質の向上、守備範囲の見直し等、行政機能の効率化につながる事業か	10
実効性	スタッフやスケジュール等、事業を担える運営体制となっているか	10
	事業内容に対する費用は、積算根拠が明確であり、妥当か	10
	まちづくり活動団体の特性や活動分野が十分活かされているか	10
合計		100

【選定基準】

- 選定委員の総得点の70%以上の場合
- 選定委員の総得点が60%以上70%未満で、60%以上の選定委員が70%以上の採点をした場合

9. 情報公開と個人情報保護

個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な処置を講ずることとします。

応募書類と実施事業に関する書類は全て情報公開の対象となります。

10. Q & A

■ 応募について

Q 1	個人でも応募できるのか。また、少人数の団体でも応募できるのか。
A 1	当制度は「市民参加」ではなく、市との連携及び協力が前提となるため、執行体制等の組織性が必要となることから、個人は対象外とします。 また、少人数であっても応募の要件（資料 1 ページ参照）を満たす「まちづくり活動団体」であれば応募することができます。
Q 2	市外の団体は応募できるのか。
A 2	市外に本部や拠点等がある場合でも、応募可能です。 ただし、浦安市の行政課題や地域課題を解決するために団体と市が連携及び協力して進める事業であることが要件となります。
Q 3	団体設立から 1 年未満の団体は、どうしても応募できないのか。
A 3	応募の時点で、団体設立から原則 1 年以上経過していることを条件としていますが、それと同等の実績やノウハウを有すると認められれば、応募することが可能です。
Q 4	複数の団体で共同して提案することはできるのか。
A 4	共同する団体が、それぞれ応募に必要な要件を満たしていれば応募可能です。 なお、共同で提案する場合、その構成員となっている団体は、別事業での提案ができませんのでご注意ください。
Q 5	1 団体で複数の事業提案をすることはできるのか。
A 5	1 団体 1 事業の応募となります。

■ 募集する事業について	
Q 6	市から補助金を受けている団体が、新たな事業を提案できるのか。
A 6	<p>新たに提案しようとする事業に対して、市からの補助金が交付されていなければ、提案することは可能です。（国や県の補助金、民間の助成金との併用は可能。）</p> <p>また、運営費補助金を受けている団体であっても、新たに提案しようとする事業が運営費補助金の対象外であれば提案することができます。</p>
Q 7	市の既存事業を提案することはできるのか。
A 7	<p>市の既存事業には、その事業内容や形態から団体との連携には適さないと思われる事業があり、その場合には、補助対象とならない場合があります。既に市と連携により実施している事業については、事業の効率性等を考えた場合、担当課と直接調整することが望ましいので、本制度の対象外とします。</p>
Q 8	特定の個人や団体のみが利益を受ける事業とはどのようなものか。
A 8	<p>ある特定の個人や団体のために行う事業のことで、構成員間のサービスや親睦、共益、互助のために行われる事業のことです。ただし、「〇〇小学校の安全を考える活動」「〇〇地区をきれいにする活動」等、現時点では利益を受ける者が限定的かつ少数であっても、将来的に対象者が拡大し、社会全般の利益につながると考えられる事業は募集の対象となります。</p>

■ 市が負担する経費等について	
Q 9	当初の年度を含めて3年度を限度として引き続き事業を実施することができるとは。
A 9	事業期間は、単年度を原則としますが、初年度に交付決定を受けた事業について、次年度も引き続き提案があった場合は、市長が継続する必要があると認めた場合に限り、当初の年度を含めて3年度を限度として引き続き実施することができます。
Q 10	団体が通常の活動をしている事務所を使用する場合の家賃、水道光熱費や電話代等の一部は対象経費となるのか。
A 10	対象となる経費は、当該事業の実施に直接必要な経費であり、団体運営に係る事務所等の家賃及び水道光熱費等は、按分したとしても認められません。ただし、当該事業実施のため事務所以外の場所を借上げた場合等は対象となりますので、事前にご相談ください。
Q 11	提案した経費の額は、減額されるのか。
A 11	経費については、浦安市市民活動補助金及びまちづくり活動補助金選定委員会や市とのヒアリングの中で調整する場合があります。
Q 12	人件費の積算について決まりはあるのか。
A 12	当該事業の実施に直接係るスタッフの人件費が対象となり、団体運営に係る人件費は対象外となります。積算は、原則、基本額（時給）に基づき、計上してください。 なお、月給や日給等で積算する場合は、積算根拠を明確にしてください。
Q 13	人件費に加算する諸手当とは何か。
A 13	諸手当とは、当該事業の実施に係る事業責任者や管理者等、職責に対する加算ですので、家族手当等職責以外の目的での加算は、認めておりません。
Q 14	基本額を超える人件費の積算は可能か。
A 14	人件費の積算については、原則、基本額以内の額で積算してください。基本額を超えた分については、補助対象外とさせていただきます。 なお、基本額を超えて人件費を積算する場合は、事前にご相談ください。

Q 15	経費の流用は可能か。
A 15	人件費と報償費については、他の経費と性格が異なり、スタッフ等への安定した賃金支払いを確保するという観点から、原則、流用を禁止しています。ただし、より実態に即した事業の実施のために必要やむを得ないと市が認めた場合は、他の経費も含めて流用することが可能です。
Q 16	備品購入費の算出方法は。
A 16	備品購入費については、備品の取得価格及び減価償却資産の耐用年数(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)を基に算出してください。 (耐用年数例：パソコン4年、カメラ5年、複写機5年、電気冷蔵庫6年)。 【50万円の複写機を購入する場合の算出方法】 50万円（取得価額）÷5年（耐用年数）＝10万円 10万円が市の負担額となります。なお、中古品に関しても同様に算出してください。
Q 17	事業の実施にあたり保険に加入しなければいけない範囲は。
A 17	スタッフの保険料等、「浦安市市民総合補償保険」の適用対象となる場合がありますので、保険内容は浦安市ホームページをご確認ください。
Q 18	事業の実施には必要不可欠と認められる委託料とは。
A 18	当該事業は団体と市がそれぞれの特性、強みを生かし、役割分担をしたうえで連携、協力して実施するものです。そのため、委託内容が再委託（申請事業の全面的な委託）である場合や、委託が必要不可欠と認められない場合は経費として認められません。
Q 19	実際の事業経費が申請時の交付決定額を超えてしまった場合、不足分は市が負担してくれるのか。
A 19	採択された時の額が上限となるため、実際に要した経費が交付決定額を上回ったとしても、市は不足分の負担はいたしません。
Q 20	実際の事業の経費が申請時の交付決定額より少なくなった場合は、返金しなくてはならないのか。
A 20	既に概算払い等により交付を受けている場合は、原則として差額を返金していただきます。確定払いの場合は、事業終了後に確定した額で請求していただきます。

Q 21	自主財源や事業収入、国や県等の補助金や民間からの助成金がある場合、市が負担する経費の計算方法は。
A 21	市が負担する経費は、「補助対象経費」から自主財源、事業収入及び国・県の補助金等を差し引いた額となります。「事業経費総額」から差し引いた額ではありません。 【計算例】 事業経費総額：100万円 補助対象経費：90万円 事業収入：10万円 90万円（補助対象経費）－10万円（事業収入）＝80万円（市が負担する経費）
■ 補助対象候補事業の決定について	
Q 22	提案後または補助対象候補事業の決定後に、計画内容が変わることはあるのか。
A 22	提案後に市の担当課とのヒアリングを行っていただき計画内容の修正を求める場合があります。 また、補助対象候補事業の決定後に市の担当課と協議を行った結果、提案した事業内容が変更となる場合は、申請した経費が補助対象として認められない場合があります。
Q 23	提出した書類は全て情報公開の対象となるのか。
A 23	提案された事業は、団体の同意を得た（様式1号）うえで、個人情報を除き情報公開の対象となります。
Q 24	補助対象候補事業として決定する予算は、どの程度を予定しているのか。
A 24	補助金の交付決定については市議会にて次年度の予算が承認された後、予算の範囲内で行います。